

災害時における徒歩帰宅者支援及び燃料供給に関する協定

石狩市（以下「甲」という。）と岸本産業株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における徒歩帰宅者支援及び燃料供給に関し、次のとおり協定を締結する。

なお、平成20年9月19日に甲と乙の間で締結した「災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定」は、本協定締結を以ってその効力を失うものとする。

（趣旨）

第1条 この協定は、石狩市域で地震等による災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）に、交通が途絶し、帰宅することが困難な者のうち、やむを得ず徒歩で帰宅する者（以下「徒歩帰宅者」という。）を支援するため必要な事項とともに、甲が指定する車両や施設等への優先給油に必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害発生時に乙に対し次の事項について、支援を要請することができる。

（1）乙において、徒歩帰宅者に対し一時休憩所として、飲料水、トイレ等を提供すること。

（2）乙において、帰宅困難者に対し、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路、近隣の避難場所に関する情報等を提供すること。

（3）甲が指定する緊急車両等への燃料の優先給油

（4）甲が指定する災害対策上重要な施設、避難所、要配慮者施設等への燃料の優先提供

2 前項（3）（4）の要請は、「燃料の供給等要請書（別記第1号様式）」によるものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

（支援の実施）

第3条 乙は前条の規定により、甲からの要請を受けたときは、その緊急性に鑑み可能な範囲内において、実施するものとする。ただし、甲から乙に対し、通信の途絶により要請を行うことができないときは、乙は、甲の要請を待たないで支援等を自主的に実施することができるものとする。

（経費の負担）

第4条 前条に規定する支援の実施に要した経費は、原則として、甲が負担するものとし、災害発生直前における通常の価格を基準として、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

（費用の支払）

第5条 甲は、乙からの正当な請求書を受領したときは、甲の会計規則等、関係法令に則り、その費用を速やかに支払わなければならない。

（情報の交換）

第6条 甲及び乙は、災害時において協定が円滑に運用されるよう、平素から「連絡体制表」（別記第2号様式）等により、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙が協議して決めるものとする。

(適用)

第8条 この協定は、平成30年12月28日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙両者記名押印の上、各1通を保有する。

平成30年12月28日

甲 石狩市花川北6条1丁目30番地2

石 狩 市 長 田 岡 克 介

乙 石狩市浜益区柏木87番地
岸本産業株式会社

取締役社長 岸 本 教 範